甲府市障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金交付要綱

令和３年１０月１日

福第１６号

（趣旨）

第１　この要綱は、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減

　等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する

　ことを目的に、介護ロボット等の導入をする障害福祉サービス等事業者に対する補助金の交

　付に関し、甲府市補助金等交付規則（昭和３８年甲府市規則第５０号）に定めるもののほか、

　必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業所等）

第２　補助の対象となる事業所、対象経費及びその上限額は、別表に掲げるとおりとする。

　（補助金の算定方法）

第３　この補助金の交付額は、事業所ごとに補助上限額と対象経費の実支出額を比較して少な

　い方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法

　人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額（算定された額

に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。ただし、障害福祉サー

ビス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象としないものとす

る。

（補助金の交付申請）

第４　補助金の交付を受けようとする障害福祉サービス等事業者（以下「申請者」という。）

は、交付申請書（第１号様式）に必要書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなけ

ればならない。

　（補助金の交付等決定）

第５　市長は、第４の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適

正と認められる（認められない）ときは、補助金の交付（不交付）を決定し、その旨を交付

（不交付）決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第６　補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助金の交付決定を受けた障害福祉サービス等事業者（以下「補助事業者」という。）

　　は、事業内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書（第３号様式）を市長に提出

し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変

更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。

（２）補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請

　　書（第４号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（３）補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、市長の指

　　示に従わなければならない。

（４）補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出

について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から５

年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用が増加した財産があ

る場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の

耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数（以下「財

産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければな

らない。

（実績報告書の提出）

第７　補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して１か

月を経過した日又は交付決定をした年度の３月末日のいずれか早い期日までに、事業実績報

告書（第５号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたり補助金に係る当該消費税及び地方消費税に

係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第８　市長は、第７の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金

の額を確定し、その旨を第６号様式により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９　この補助金は、精算払とする。

（財産の処分の制限）

第１０　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並び

に補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）

については、財産処分制限期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の

目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはな

らない。

２　補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（第７号様式）

を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第１項の処分時

から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるととも

に、さらに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内

でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

（その他）

第１１　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。